

# 立地適正化計画の届出制度

■問い合わせ 都市計画課 ☎ 0561(56)0747

町では、立地適正化計画の作成を進めており、3月31日に計画を公表する予定です。

立地適正化計画は、まとまった居住や、医療・商業施設・行政施設等の都市機能の集約によるコンパクトシティの形成を目指すための計画であり、計画には居住の誘導を図る「居住誘導区域」と、都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」を定めます。

居住誘導区域外に一定規模以上の住宅の開発・建築等を行おうとする場合や、都市機能誘導区域外で、東郷町立地適正化計画に定める誘導施設を開発・建築等しようとするときは、これらの行為に着手する日の30日前までに町への届け出が必要です。

次の開発・建築等を行うときは、町へ届け出てください。

## 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等

### 開発行為

誘導施設を有する建築物を建築目的とする開発行為

### 建築等行為

- ▼誘導施設を有する建築物の新築
- ▼建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ▼建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

### 東郷町立地適正化計画で定める誘導施設

▼眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科又は整形外科の診療科目が受けられる医療機関

▼ショッピングモール（テナントとして多数の小売店舗が出店している形態が基本となっている総合的な商業施設で、店舗の用に供される床面積が10,000㎡以上の商業施設）

（町役場本庁舎や町の中心的な役割を担う図書館なども定めています。）



## 居住誘導区域外での住宅の開発・建築等

### 開発行為

- ▼3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ▼1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

### 建築等行為

- ▼3戸以上の住宅の新築
- ▼建築物を改築し、3戸以上の住宅とする場合
- ▼建築物の用途を変更し、3戸以上の住宅とする場合

計画の内容やそれぞれの区域の指定状況、届出制度の詳細については、町ホームページをご覧ください。

